

新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業
業務施設立地奨励金交付要領

平成27年10月8日
住宅都市局長決定

(目的)

第1条 この要領は、新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業業務施設立地奨励金交付要綱（平成27年10月8日住宅都市局長決定。以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、当該奨励金交付事業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱に定めるものと同一とする。

(採択要件)

第3条 奨励金交付の対象とする特定建築者は、新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業の特定建築者募集要領において定める以上の規模の業務施設を含む特定施設建築物を建築するものとする。

(奨励金請求の期日)

第4条 奨励金決定事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、奨励金交付決定の日から起算して30日を経過した日又は当該交付決定の日の属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、奨励金請求書を市長等に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成27年10月8日から施行する。